

令和3年度社会福祉法人・施設 監査結果概要

法人運営(主な文書指摘項目)

- ・評議員会及び理事会の議事録が未作成
- ・評議員会及び理事会の決議の省略の手続きが不適切
例) 評議員(理事)全員の同意の意思を示す書面を受領していない
- ・理事会の決議が不適切
例) 書面や代理人による議決権の行使
- ・理事会の要議決事項に係る審議が未実施
例) 評議員会の招集事項, 役員候補者(評議員会の議題), 多額の借財等
- ・役員及び評議員の報酬等支給基準の決定の手続きが不適切
例) 役員等の報酬等支給基準の評議員会での決議が未実施

施設運営・処遇・経理(主な文書指摘項目)

児童福祉施設(保育園等) / 児童養護施設

- ・処遇職員等の職員数の不足
- ・処遇改善等加算 I の加算率算定に係る経験年数算定表への対象職員の誤記
- ・開園時間帯における保育士(保育教諭)の複数配置の未実施

障害者支援施設・障害児入所施設等

- ・個別支援計画作成に係る一連の業務が不適切
例) 見直し時期や保護者等への説明等
- ・医学的管理が不適切
- ・経理支出の処理が不適正
- ・加算の算定が要件を満たさず不適切
例) 事業所内相談支援加算等

老人福祉施設(養護・特養・軽費)

- ・医学的管理が不十分(介護職員等による医行為(喀痰吸引))
- ・防災対策への取組が不十分

主な文書指摘項目の対応策について

(児童福祉施設 (保育園等))

1 処遇職員等の職員数の不足

→ 下記の保育士確保の取組を積極的に行っているか確認してください。

項目	備考
① ハローワークを通じた求人	
② 求人媒体を通じた求人	紙媒体, WEB媒体
③ 派遣, 人材紹介会社を通じた求人	
④ 自前のツールを活用した求人 (ホームページ, 個人的な人脈)	ホームページ, SNS
⑤ 保育人材サポートセンター (保育園連盟の紹介事業) の活用	求職者と求人者のマッチング
⑥ 保育補助者雇上げ貸付の活用	窓口: 京都市保育園連盟
⑦ 就職フェア (年2回), 説明会 (年4回) の活用	窓口: 京都市保育園連盟
⑧ 養成校との関係づくり	
⑨ 実習生の受入れ	実習を契機に本採用へ
⑩ インターンの受入れ	実習に限らず幅広く受入れ
⑪ 職員の知人へのアプローチ	潜在保育士の掘り起こし
⑫ 退職者へのアプローチ	結婚, 子育て等による退職者へ復職勧奨
⑬ 雇用条件の改善	一時金, 支度金等
⑭ 京都市宿舍借り上げ支援事業の活用	窓口: 幼保総合支援室

2 処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について

処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表については、適用対象者を正しく記入すること。

→ 処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表に、職員が正しく掲載されていない（掲載してはならない職員が掲載されている又は掲載すべき職員が掲載されていない）事例が多数見られました。

経験年数算定表に掲載する職員は、

- ① 職種にかかわらず
- ② 当該年度の4月1日現在において、当該施設・事業所に勤務する
- ③ すべての常勤職員（※注）。

※ 非常勤職員のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者（概ね社会保険に加入している者）を含む。

※ 労働者派遣法に基づく派遣職員についても、上記①～③のすべての要件に該当する者については掲載すること。

3 開園時間帯における保育士（保育教諭）の複数配置及び特例措置について

保育園及び認定こども園においては、本市条例（※備考）に基づき、開園時間帯（保育提供時間帯）を通じて保育士（幼保連携型認定こども園の場合は保育教諭。以下「保育士等」という。）の配置が原則2名を下回ってはならないとしている。

令和3年度指導監査においては開園時間帯において保育士等が1名しか配置されていない時間帯がある園が見受けられた。子どもが少ない時間帯（早朝、夕方、土曜日等）においても、2名以上の保育士等を配置すること。

なお、令和7年3月31日までの間については、年齢別配置基準によって算出される必要保育士数が1名となる場合に限り、2名のうち1名は、保育士等でない者（ただし、指定研修修了者に限る。）でも可とする特例措置を設けている。

この特例措置を適用するに当たっては、事前に幼保総合支援室に届出が必要であるため、注意すること。

※ 備考

- ・ 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- ・ 京都市認定こども園の認定の要件に関する条例

主な文書指摘項目の対応策について

(障害者支援施設・障害児入所施設等)

- 1 個別支援計画の作成に係る一連の業務が不適切
 - (1) 利用開始時の個別支援計画の作成が遅れている。
 - (2) 個別支援計画の見直しが6か月に1回以上行われていない。
 - (3) 個別支援計画の作成・見直しはされているが、利用者の保護者及び利用者へ説明し、同意を得ることが遅れている。

→ 上記のような個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、個別支援計画未作成減算（減算が適用される月から2月目までは所定単位数の30%を減算、3月目からは所定単位数の50%を減算）の対象となるため、個別支援計画は適切に作成又は見直しを行い、利用者の保護者及び利用者へ説明し、同意を得ること。

- 2 医学的管理が不適切（介護職員等による医行為（喀痰吸引））

喀痰吸引等について、取扱上不適切な事例が見受けられた。

→ 利用者の喀痰吸引等の実施に当たっては、支援体制等を整え、喀痰吸引等の実施に必要な資格を所持した職員が当該行為を実施すること。

- 3 不適正な経理支出
消耗器具備品等の支払いについて、会計処理が不適切であった。

→ 支出の際は経理規程に基づき、納品書、請求書の内容を十分精査し会計責任者まで決裁を得たうえで支出すること。

また、値上げによる価格変更等が生じた場合は、変更内容及び理由、支払いが妥当と判断した理由等を記録し、会計責任者の決裁を得た上で支出すること。さらに、契約書等必要な書類を整備すること。

- 4 加算の算定が不適切
個別支援計画に基づいて支援を行った場合に算定できる加算（事業所内相談支援加算（I）・家庭連携加算等）について、個別支援計画に位置付けがされていないにもかかわらず加算が算定されていた。

→ 個別支援計画に基づくことが要件となっている加算については、個別支援計画に加算の対象となる支援内容を明確に記載したうえで、当該支援を行った場合に算定すること。

なお、当該加算請求を行う場合は、必ず相談援助等の記録を残しておくこと。

主な文書指摘項目の対応策について

(老人福祉施設（養護・特養・軽費）)

1 医療的ケアの管理が不十分（介護職員等による医行為（喀痰吸引））

喀痰吸引等計画書を作成していない。

→ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下、喀痰吸引等計画書を作成してください。

※ 喀痰吸引の実施に当たり、必要書類が作成されていない事例が散見されます。

医療関係者との連携の下、安全かつ適切に喀痰吸引等を実施するため、必要書類について、漏れなく作成するようにしてください。

【医療関係者との連携に当たって必要な書類（参考）】

- ・ 医師の指示を受けたことが分かる書類
- ・ 喀痰吸引等計画書
- ・ 本人又はその家族に計画書の内容を説明し、同意を得たことが分かる書類
- ・ 喀痰吸引等実施状況報告書
- ・ 喀痰吸引等の業務の手順を記載した書類
- ・ 緊急時の医師・看護職員への連絡方法を定めた書類 等

2 防災対策への取組が不十分

(1) 消火訓練及び避難訓練を必要な回数実施していない。

→ 老人福祉施設については、消火訓練及び避難訓練を年2回以上、うち1回は夜間想定で実施し、その概要を記録する必要があります。

(2) 消火器について、定期の点検を受けていない。

→ 消防法により、6箇月に1回以上の機器点検を行うものとされています。

令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果について

1 監査の目的

社会福祉法人等が関係法令，通知等を遵守し，入所者又は利用者等に対する適切な処遇並びに適正な法人運営及び施設運営を行っているか否かについて個別的に明らかにするとともに，本市が積極的に助言又は指導を行うことにより，円滑な運営の確保を図る。

2 監査対象施設の選定

- (1) 厚生労働省への指導監査実績報告の対象となる施設
- (2) 本市において指導監査が必要と判断するもの

3 監査の方法

- (1) 実地監査
法人事務所又は施設において監査を実施する。
- (2) 書面監査
事前提出資料等の点検及び確認をする。

4 実施状況

	実地監査	書面監査	合計
社会福祉法人	77	—	77
児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く)	281	—	281
障害者支援施設	9	—	9
障害児入所施設等	13	—	13
老人福祉施設	58	61	119
更生施設	—	1	1
施設合計	361	62	423

社会福祉法人の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	監査実施数	77	監査実施数	88
	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
1 定款について				
① 必要な事項の不記載又は事実と異なる記載	0	0.0	6	6.8
② 定款変更の手続が不適切	1	1.3	4	4.5
③ 定款の備置き・公表が不適切又は未実施	0	0.0	0	0.0
2 内部管理体制について				
① 内部管理体制が未整備	1	1.3	0	0.0
3 評議員・評議員会の状況				
① 評議員の選任手続が不適切	1	1.3	1	1.1
② 評議員の構成が不適切	0	0.0	2	2.3
③ 評議員会で特定の評議員が欠席	1	1.3	6	6.8
④ 評議員の欠員補充の遅延	1	1.3	3	3.4
⑤ 評議員会の招集手続が不適切	13	16.9	9	10.2
⑥ 評議員会の開催時期が不適切	0	0.0	2	2.3
⑦ 評議員会の開催要件の不備	0	0.0	0	0.0
⑧ 評議員会の要議決事項に係る審議が未実施	0	0.0	3	3.4
⑨ 評議員会の議決が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 決議・報告の省略の手続が不適切	2	2.6	2	2.3
⑪ 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	9	11.7	3	3.4
4 理事の状況				
① 理事の欠員補充の遅延	0	0.0	2	2.3
② 理事の選任・解任手続が不適切	2	2.6	1	1.1
③ 理事の構成が不適切	1	1.3	2	2.3
④ 理事会で特定の理事が欠席	0	0.0	4	4.5
⑤ 理事長・業務執行理事の選任手続が不適切	2	2.6	1	1.1
5 監事の状況				
① 監事の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
② 監事の選任・解任手続が不適切	4	5.2	1	1.1
③ 監事の構成が不適切	0	0.0	1	1.1
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0
⑤ 監査報告の内容通知の遅延	0	0.0	0	0.0
⑥ 理事会への出席義務の不履行	2	2.6	5	5.7
6 理事会の状況				
① 理事会の招集手続が不適切	0	0.0	0	0.0
② 理事会の要議決事項に係る審議が未実施	3	3.9	13	14.8
③ 理事会の議決が不適切	5	6.5	1	1.1
④ 理事会の決議・報告の省略の手続きが不適切	5	6.5	2	2.3
⑤ 理事への権限委任に関する規程の不備	0	0.0	1	1.1
⑥ 理事長及び業務執行理事の理事会への報告が不十分	2	2.6	0	0.0
⑦ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	10	13.0	2	2.3
7 会計監査人の状況				
① 会計監査人の未設置	0	0.0	0	0.0
② 会計監査人の欠員補充の遅延	0	0.0	0	0.0
③ 会計監査人の選任手続が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 監査報告書の作成及び保存が不適切	0	0.0	0	0.0

指 摘 事 項	指摘法人数	指摘率 (%)	指摘法人数	指摘率 (%)
8 評議員・理事・監事及び会計監査人の報酬				
① 評議員の報酬等の額の定款への未記載	0	0.0	0	0.0
② 役員の報酬等の額の決定が不適切	5	6.5	6	6.8
③ 会計監査人の報酬等の額の決定が不適切	0	0.0	1	1.1
④ 役員及び評議員の報酬等支給基準の決定が不適切	5	6.5	2	2.3
⑤ 役員及び評議員の報酬等の不適正な支給	2	2.6	2	2.3
⑥ 役員及び評議員の報酬等の総額の未公表	0	0.0	0	0.0
9 事業				
① 実施する事業と定款が不一致	4	5.2	2	2.3
② 全事業に占める社会福祉事業の規模の割合が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 社会福祉事業収入の不適切な支出	0	0.0	1	1.1
④ 社会福祉事業に必要な資産の不足	0	0.0	0	0.0
⑤ 公益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 収益事業の不適切な実施	0	0.0	0	0.0
10 人事管理の状況				
① 施設長等職員の任免が不適切	0	0.0	0	0.0
11 資産管理の状況				
① 基本財産の管理が不十分	1	1.3	0	0.0
② 基本財産以外の資産の管理が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 株式の不適切な保有	0	0.0	0	0.0
④ 賃貸借契約書の不備	0	0.0	0	0.0
⑤ 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	0	0.0	4	4.5
12 会計管理の状況				
① 収支予算の編成、執行が不適切	3	3.9	1	1.1
② 経理規程が未整備又は内容が不適切	0	0.0	1	1.1
③ 経理規程や細則に従わない不適切な事務処理	3	3.9	2	2.3
④ 経理規程に従わない契約の手続	0	0.0	1	1.1
⑤ 管理運用体制が未整備	0	0.0	2	2.3
⑥ 会計処理が不適切	10	13.0	0	0.0
⑦ 会計帳簿の整備及び保存が不適切	1	1.3	1	1.1
⑧ 決算の承認又は報告手続が不適切	0	0.0	17	19.3
⑨ 計算関係書類等が不適切	25	32.5	36	40.9
⑩ 理事会決議によらない不適正な借入	0	0.0	0	0.0
13 その他				
① 法人の関係者への不適切な利益供与	0	0.0	4	4.5
② 社会福祉充実計画に沿った事業の未実施	0	0.0	0	0.0
③ 法令に定める事項のインターネットでの公表が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 登記が必要な事項が未登記又は遅延	0	0.0	5	5.7
⑤ 契約・入札等が不適切	1	1.3	2	2.3

児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数268)		(監査実施数 272)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針				
① 運営規程・重要事項説明書	1	0.4	1	0.4
2 職員の状況				
① 職員配置基準	25	9.3	10	3.7
② 職員雇用の状況	0	0.0	2	0.7
③ 勤務体制	66	24.6	0	0.0
3 就業規則の整備状況				
① 就業規則	0	0.0	1	0.4
② 育児休業・介護休業	0	0.0	0	0.0
③ 労使協定	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況				
① 給与の適正支給	2	0.7	3	1.1
② 時間外勤務手当等諸手当の適正支給	3	1.1	0	0.0
③ 社会保険の適正加入	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理				
① 採用時の健康診断	0	0.0	0	0.0
② 定期健康診断	0	0.0	0	0.0
③ 特殊健康診断	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理				
① 建物・設備の維持管理状況	0	0.0	0	0.0
② 設備の衛生管理状況	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況				
① 消防計画の策定状況	0	0.0	0	0.0
② 避難・消火訓練の実施状況	4	1.5	2	0.7
③ 消防用設備の点検状況	0	0.0	0	0.0
8 保育の状況(業務水準)				
① 休園日の状況	0	0.0	0	0.0
② 卒園(終了)式後の保育	0	0.0	0	0.0
③ 土曜保育の状況	0	0.0	0	0.0
④ 私的契約児の状況	0	0.0	0	0.0
⑤ 適正な保護者負担の実施	0	0.0	11	4.0
⑥ 職員の研修機会の確保	0	0.0	2	0.7
⑦ 苦情解決の取組	0	0.0	0	0.0
9 保育の状況(保育指針)				
① 保育の計画の策定状況	0	0	1	0.4
② 保育の記録	0	0.0	0	0.0
③ 園児の健康及び安全の状況	1	0.4	0	0.0
④ 入所児童の保護者への支援	0	0.0	0	0.0
⑤ その他(保育所の運営)	0	0.0	0	0.0
⑥ 食物アレルギー、障害児への対応	0	0.0	0	0.0
10 給食の状況				
① 食事計画及び献立表の作成	0	0.0	0	0.0
② 給食委員会の開催状況	0	0.0	0	0.0
③ 給食関係書類の整備状況	0	0.0	0	0.0
④ 食を通じた保護者支援	0	0.0	0	0.0

児童福祉施設(保育所・認定こども園)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数268)		(監査実施数 272)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
⑤ 検食の実施状況	0	0.0	0	0.0
⑥ 保存食の保管状況及び原材料の保存状況	0	0.0	0	0.0
⑦ 調理従事者の検便の実施状況	0	0.0	0	0.0
11 調理室の状況				
① 調理室の衛生管理	0	0.0	0	0.0
② 調理従事者の衛生管理	0	0.0	0	0.0
第2 財務管理				
① 経理規程	0	0.0	0	0.0
② 運営費等の計上・利用者負担金の設定状況	131	48.9	119	43.8
③ 支出の適正処理	6	2.2	9	3.3
④ 現金・預金等の保管状況	9	3.4	2	0.7
⑤ 高額工事等の入札	2	0.7	1	0.4
⑥ 立替金・借入金等の処理	6	2.2	5	1.8
⑦ 運用収入の本部会計への繰入の状況	0	0.0	0	0.0
⑧ 適正な計算書類の作成	11	4.1	28	10.3
⑨ 運営費の弾力運用	2	0.7	10	3.7
⑩ 会計基準への移行	0	0.0	0	0.0
第3 その他	8	3.0	0	0.0

児童福祉施設(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童心理治療施設)の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数13)		(監査実施数 13)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
第1 施設運営				
1 施設運営の基本方針	0	0.0	0	0.0
2 職員の状況	0	0.0	0	0.0
3 就業規則の整備状況	0	0.0	0	0.0
4 給与等の状況	0	0.0	0	0.0
5 職員の健康管理	0	0.0	0	0.0
6 建物・設備等の管理	0	0.0	0	0.0
7 災害対策の状況	0	0.0	0	0.0
・ 避難・消火訓練	0	0.0	0	0.0
第2 入所者処遇				
1 児童等の処遇計画	0	0.0	0	0.0
2 個別処遇の状況	0	0.0	0	0.0
3 処遇記録の状況	0	0.0	0	0.0
4 処遇の実践状況	0	0.0	0	0.0
5 対外的対応の状況	0	0.0	0	0.0
6 退所後の指導	0	0.0	0	0.0
7 入所者預り金等の状況	0	0.0	0	0.0
8 給食の状況	0	0.0	0	0.0
第3 財務管理				
1 経理規程	0	0.0	0	0.0
2 予算執行の状況	0	0.0	0	0.0
3 経理事務及び資産管理の状況	0	0.0	1	7.7
・ 高額工事等の入札	0	0.0	0	0.0
4 財務諸表の状況	0	0.0	1	7.7
5 その他	0	0.0	0	0.0
第4 その他	0	0.0	0	0.0

障害者支援施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数9)		(監査実施数 11)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	1	11.1	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他	0	0.0	2	18.2
(適切な利用者処遇の確保)社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員、居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 財務管理が不十分	0	0.0	0	0.0
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	1	11.1	0	0.0
② 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0

障害児入所施設等の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数13)		(監査実施数 12)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(適切な利用者処遇の確保)				
1 利用者支援の充実				
① 支援計画が不適切	4	30.8	0	0.0
② 食事の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑤ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑥ 医学的管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑨ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑪ 施設等固有の利用(入所)者支援(処遇)が不適切	0	0.0	0	0.0
2 利用者の生活環境等の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立, 自活等への支援援助が不十分				
① 生活介護・就労移行支援における工賃の支払い	0	0.0	0	0.0
② 生活介護・就労移行支援における作業時間・量等の適切な措置	0	0.0	0	0.0
③ 就労移行支援における実習の受入先の確保	0	0.0	0	0.0
④ 就労移行支援における求人の開拓	0	0.0	0	0.0
⑤ 就労移行支援における就職後の職業生活における相談等の支援	0	0.0	0	0.0
4 その他				
(社会福祉施設運営の適正実施の確保)				
1 利用者支援の充実施設の運営管理体制の確立				
① 利用定員, 居室定員の遵守が不十分	0	0.0	0	0.0
② 運営規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準に基づく職員確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 育児休業, 産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑧ 施設設備の整備, 維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 運営費の弾力運用が不適切	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の地域開放及び地域との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組みが不十分	0	0.0	0	0.0
4 その他				
① 計算書類(貸借対照表等)が不適切	0	0.0	0	0.0
② 高額な契約における手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
③ 経理支出の処理が不適正	0	0.0	0	0.0
④ 利用者等の秘密保持に係る措置が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 利用者負担額の利用者への通知の未実施	0	0.0	0	0.0
⑥ 給付費請求業務が不適切	3	23.1	0	0.0

老人福祉施設の文書指摘状況

指 摘 事 項	令和3年度		令和2年度	
	(監査実施数119)		(監査実施数 121)	
	指摘施設数	指摘率 (%)	指摘施設数	指摘率 (%)
(入所に関する透明性及び公平性の確保)				
① 入所選考に係る規程の不備	0	0.0	0	0.0
② 入所選考に係る手続きが不適切	0	0.0	0	0.0
(適切な入所者処遇の確保)				
① 入所者の尊厳の保持、身体拘束に関する手続きが不適切	0	0.0	1	0.8
1 入所者処遇の充実				
① 処遇計画が不適切	0	0.0	0	0.0
② 機能訓練が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 給食の提供が不適切	0	0.0	0	0.0
④ 入浴の実施が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ 排泄及びおむつ交換が不適切等	0	0.0	0	0.0
⑥ 衛生的な被服及び寝具の提供が不十分	0	0.0	0	0.0
⑦ 医学的管理が不適切	1	0.8	1	0.8
⑧ レクリエーションの実施等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 家族との連携が不十分等	0	0.0	0	0.0
⑩ 苦情解決への対応が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 実施機関との連携が不十分	0	0.0	0	0.0
⑫ 入所者の負担による職員以外の者による介護の実施	0	0.0	0	0.0
⑬ 行政機関等に対する必要な手続きの代行が不適切	0	0.0	0	0.0
⑭ 入所者が3箇月以内の退院が見込まれる入院の際の便宜供与が不適切	0	0.0	0	0.0
⑮ その他	0	0.0	0	0.0
2 入所者の生活環境の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
3 自立、自活等への援助が不十分	0	0.0	0	0.0
(社会福祉施設の運営の適正実施の確保)				
1 施設の運営管理体制の確立				
① 入所定員、居室定員の遵守が不適切	0	0.0	0	0.0
② 管理規程等当該規程が未整備又は運用が不適切	0	0.0	0	0.0
③ 施設運営に必要な帳簿が未整備	0	0.0	0	0.0
④ 職員配置基準の基づく職員確保が不十分	0	0.0	1	0.8
⑤ 施設職員の専任従事が不適切	0	0.0	0	0.0
⑥ 施設長の資格要件、管理運営等が不適切	0	0.0	0	0.0
⑦ 生活相談員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑧ 特別養護老人ホームにおいて、機能訓練指導員の資格要件が不適切	0	0.0	0	0.0
⑨ 育児休業、産休等代替職員の確保が不十分	0	0.0	0	0.0
⑩ 施設設備の整備、維持管理が不適切	0	0.0	0	0.0
⑪ 運営費の弾力運用が不適切(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑫ 高額繰越金等を有する施設での入所者処遇等への配慮が不十分(養護老人ホームのみ)	0	0.0	0	0.0
⑬ その他	0	0.0	0	0.0
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実				
① 労働時間の短縮等労働条件の改善が不十分	0	0.0	0	0.0
② 業務体制の確立及び業務省力化への対応が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 職員研修等資質向上対策の推進が不十分	0	0.0	0	0.0
④ 職員の確保及び定着化への取組が不十分	0	0.0	0	0.0
⑤ その他	0	0.0	0	0.0
3 防災対策への取組が不十分	1	0.8	0	0.0
4 入所者等に関する秘密保持対策が不十分	0	0.0	0	0.0
5 事故発生時の対応が不適切	0	0.0	1	0.8
6 その他				
① 財務・財務管理が不適切	0	0.0	0	0.0
② 預り金の保管状況又は支出管理が不十分	0	0.0	0	0.0
③ 利用者負担	0	0.0	0	0.0

指導監査における文書指摘がない法人数, 施設数

	令和3年度			令和2年度		
	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない法人数	構成比(%)
社会福祉法人	77	28	36.4	88	33	37.5

	令和3年度			令和2年度		
	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)	監査実施数	文書指摘がない施設数	構成比(%)
児童福祉施設	281	113	40.2	285	128	44.9
保育所等	268	100	37.3	272	117	43.0
児童養護施設等	13	13	100.0	13	11	84.6
障害福祉施設	22	14	63.6	23	20	87.0
障害者支援施設等	9	7	77.8	11	9	81.8
障害児入所施設等	13	7	53.8	12	11	91.7
老人福祉施設	119	117	98.3	121	118	97.5
更生施設	1	1	100.0	1	1	100.0
施設合計	423	245	57.9	430	267	62.1

※老人福祉施設については、介護保険法における文書指摘は、本件の対象外とする。

※障害福祉施設については、障害者総合支援法における文書指摘は、本件の対象外とする。